

愛川町教育委員会

平成24年5月28日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成24年5月28日（月）
午後2時00分から午後3時46分
 - 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
 - 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前々回会議録の承認について
日程第3 前回会議録の承認について
日程第4 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成24年度愛川町就学指導について
日程第5 平成25年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について
日程第6 学校警察連携制度について
日程第7 愛川町社会教育委員の委嘱について
日程第8 その他
（1）青少年県外交流について
（2）平成25年度成人式について
（3）第2次愛川町子ども読書活動推進計画について
（4）平成24年度愛川町子ども議会について
 - 4 出席委員 教育委員長 平田明美
委員長職務代理者 榮利隆一
教育委員 足立原 威
教育委員 岡本弘之
教育長 熊坂直美
- 4 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	河 内 健 二
教育総務課長	熊 坂 祐 二
生涯学習課長	大八木 尚 一
スポーツ・文化振興課長	小 島 義 正
教育開発センター指導主事	佐 野 昌 美
生涯学習課副主幹	茅 泰 幸
教育総務課副主幹	井 上 守

◎開会

- （平田委員長） それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、5月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （平田委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2及び日程第3

- （平田委員長） 次に、日程第2、前々回会議録の承認について及び日程第3、前回会議録の承認については、関連がありますので、一括して審議をしたいと思います。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- (平田委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前々回会議録の承認について及び日程第3、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (平田委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前々回会議録の承認について及び日程第3、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第4

- (平田委員長) 次に、日程第4、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第4、教育長報告事項についての(1)教育長報告事項、(2)平成24年度愛川町就学指導について、以上2項目については一括で説明をお願いいたします。

——教育長・教育開発センター指導主事より詳細について説明——

- (平田委員長) ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

日程第4、教育長報告事項について、何かお聞きしたいところがございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

- (平田委員長) よろしいでしょうか。

続いて、(2)の平成24年度愛川町就学指導について、お聞きしたいことがありますでしょうか。岡本委員、お願いします。

- (岡本委員) 先ほど、人数が増えてきているということで、午前中から会議を持たなければいけなくなってしまったと。これはずっともう段階的にかなり増えてくる傾向があったんですか。今年度急に増えてきたのですか。

- (平田委員長) お願いいたします。

- (佐野教育開発センター指導主事) 年々増えてきたという手ごたえは感じております。

- （岡本委員） ああ、そうですか。
- （平田委員長） よろしいですか。
- （岡本委員） 基準は変わってないんですね。
- （平田委員長） 確かに、難易度が増したというか、何かそういうのはないですか。
- （佐野教育開発センター指導主事） 人数がふえた背景といたしまして、幾つか要因はあるかと思います。

あくまでも推察ということになりますが、まず1点目といたしまして、近くに特別支援学校がないので、愛川町のお子さんは、本来なら特別支援学校、旧来の養護学校に通うべきお子さんが、地元の学校に通うということがまずあります。

それから、いわゆる発達障害と言われるお子さん方が、愛川町に限らず、日本全国的にふえているというふうに言われております。そうした中、通常級ではなかなか難しい、かといって特別支援学校に行くほどではない、そういったお子さんが特別支援学級に入級したいというようなご希望が上がってくると、そういったところが大きな要因ではないかと考えております。

以上です。

- （平田委員長） 足立原委員お願いいたします。
- （足立原委員） 今の説明でわかったんですけども、例えば中津小学区、中津地区ということですかね、また、半原、田代地区といった地区による傾向というのはございませんか。
- （平田委員長） 指導主事、お願いいたします。
- （佐野教育開発センター指導主事） こちらにデータがあるんですけども、やはり人数に比してと申しますか、やはり中津小学校などは、もともと児童数が大変多いので、特別支援学級に在籍するお子さんも多いです、逆に高峰小は児童の人数も少ないので、特別支援学級の人数も少ないということがあります。学校の特色というよりも、人数の規模によってという感じだと思います。

- （平田委員長） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

- （平田委員長） よろしいですか。

では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、教育長報告事項についての（1）教育長報告事項、（2）平成24年度愛川町就学指導について、以上2項については、教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第5

- （平田委員長） 次に、日程第5、議案第2号、平成25年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （佐野教育開発センター指導主事） それでは、資料の案をご覧くださいと思います。読み上げさせていただきます。

平成25年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について。

愛川町教育委員会は、平成25年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

（1）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究を行うこと。

（2）教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

（3）採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるとともに、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努めること。

以上でございますが、簡単に補足説明をさせていただきますと思います。

小学校の教科用図書につきましては平成22年度、中学校の使用する教科用図書につきましては平成23年度に採択替えを行っております。今年度でございますが、無償措置法によりまして、昨年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。したがって、新たな教科書の採択替えということはございません。

一方、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、すなわち特別支援学級在籍のお子さんに適した教科書、これにつきましては、毎年度採択替えが可能となっております。こう

したことから、今現在、各小学校、中学校の中に校内教科研究会というのを設けていただきまして、現在使用している教科用図書の調査研究を進めていただいております。

こうした資料、さらに県が作成いたしました昨年度の調査結果、こういったものをもとに、7月下旬、定例教育委員会におきまして採択をしていただくと、そういった流れになっております。

今後の細かい流れ等につきましては、6月の定例教育委員会でご提案をさせていただき予定でございますので、本日につきましては、こちらにお示しし、愛川町教育委員会の方針につきましてご審議いただけたらと存じます。

○（平田委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） よろしいですか。

○（岡本委員） いいですか。

○（平田委員長） はい、どうぞ。

○（岡本委員） 文部省の検定の段階で、教科書が1社採択されなかったのは、高等学校でしたか。わかりました。

○（平田委員長） よろしいですか。

それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号、平成25年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、平成25年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○（平田委員長） 次に、日程第6、議案第3号、学校警察連携制度についてを議案といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（佐野教育開発センター指導主事） それでは、まず資料の1枚目、学校警察連携制度の協定締結・運用についてのスケジュール（案）というのをご覧いただきたいと思います。

こちらに今までと今後の大まかなスケジュールを案としてお示しさせていただきました。ただ、まだ各課、各機関との調整が全部できておりませんので、大まかな流れのイメージということでお願いしたいと思います。

まず、本日、5月28日に個人情報保護制度運営審議会に諮問する内容について、こういった形で審議してよろしいかということをお願いしたいと思います。その後、7月、個人情報保護制度運営審議会に諮問させていただきまして、その答申を受けた上で、8月末、定例教育委員会に細かい協定書の内容についてご審議をいただく予定です。こちらの定例教育委員会でご審議を経た後、9月下旬、小中学校校長会で連携制度の具体的な運用方法等についての説明をさせていただきます。こうした形で順調に進みましましたら、10月上旬に協定を締結、そして11月1日から運用開始という形で進められたらと考えております。

本日ご審議したいのは、2枚目以降になります。

2枚目にありますような、こうしたかがみ文をつけまして、愛川町個人情報保護制度運営審議会の会長あてに諮問をお願いする予定です。

その諮問の内容ですが、3ページになります。

町の個人情報保護条例の第8条と第9条にかかわる内容を審議していただく予定です。

第8条につきましては、本人外収集、本人以外のところから個人情報を収集することです。

第9条につきましては、目的外利用、そして本人以外のところに提供することにつ

いての内容になります。

まず、上の四角の部分につきまして簡単にお話ししますと、2番、本人外収集・目的外利用・提供の理由等と書いてございますが、終わりの2行になります。児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るため、そして4番になります。その収集・提供する個人の情報ですが、児童・生徒の氏名、生年月日・年齢、住所、学年・組、事案の概要、指導の概要となっております。こういったことを本人以外から収集をし、また本来に定められている目的外に利用し、また警察などに提供してよろしいかといった内容を諮ることになります。

なお、参考資料といたしまして、該当する愛川町個人情報保護条例をその下の部分に抜粋しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○（平田委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

はい、お願いいたします。

○（榮利委員） 5月9日に市町村担当者会議が行われていますけれども、この中で、先行している厚木市のスケジュール等について聞き取りをしたという内容があるんですが、これ、具体的にどんな内容かわかりますか。

○（平田委員長） お願いいたします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 厚木市で、この連携制度につきまして、先行して着々と進んでいる状況にあります。そこで、厚木市がどんなスケジュールでどんな手だてで行っているかということをご指導主事から聞き取ったということでございます。

この辺の内容を聞き取ったんですけれども、簡単に申しますと、5月に定例教育委員会に審議をしていただいて、締結の内容等を諮る予定であったそうなんですが、これがずれ込みまして、6月の定例教育委員会で審議、うまく行けば8月上旬に締結、9月に運用開始と、愛川町が順調に進んだ場合の約2カ月早く、今、進んでいるという形でございます。

以上です。

○（平田委員長） 榮利委員、よろしいですか。

○（榮利委員長職務代理者） 近隣の市町村の状況など、わかったら教えていただきたいんですが、座間市はもう締結したって言ってましたね。

○（平田委員長） お願いいたします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 近隣の市町村につきましては、まだ全部公開はされておりませんが、今、愛川町や厚木市と同じように、締結に向けてかなり進んできているというお話です。横浜市ですとか大和市などは、もう既に締結が済んでおりまして、また座間ですとか、それから相模原、そういったところも今、着々と進んでいるというところがございます。恐らくあと一、二年で神奈川県各市町村のかなりの部分が締結をすると警察の関係者からは伺っております。

以上です。

○（平田委員長） 岡本委員、お願いします。

○（岡本委員） 各、厚木市や座間市など、いろいろスケジュールについては、独自で進んでいるということなんですけれども、対警察との関連なんで、各市町村での横の連絡というか、そういうのは、1つの市だけここまで情報提供しますとかっていうのはできないわけでしょう。要するに、厚木市はここまで、愛川の個人情報があるからここまでだよという、そういうことは認められているわけですか。警察への情報ですから、要するに行政区が違おうと、個人情報との関連から、同じわけでしょう。情報公開される内容というか、ここに4項目書いてありますね。そういうのは同じわけでしょう。それは別途に進んでいるんですか。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 個人情報保護条例も、やはり各市町村ごとで多少違います。ですから、すべてが同じような締結の内容ではないんですけれども、おおむね、大きな柱の部分、原則の部分はみんな同じになるように、努力しているというところがございます。

○（岡本委員） 同じになるように努力しているんですか。

○（佐野教育開発センター指導主事） はい。同じ神奈川県警察ですので、市町村によって内容が違ってしまいますと、警察も混乱してしまいますので、細かい部分は多少の違いはありますが、大原則の部分は同じにしています。

1つの具体例として申し上げますと、例えば個人情報をやりとりするのは必ず文書で行います。その文書の保管を1年にするのか、もう少し長くするのか、あるいはそういった文書も直ちに廃棄するのか、そういった若干の違い等々、運用の部分では違いがあるようございますが、大原則の部分はみんな同じになるように努めているところでございます。

以上です。

○（平田委員長） よろしいでしょうか。

はい。

○（熊坂教育長） 個人情報の関係のことは、各自治体が独自で条例等を定めておりますので、なかなか一律というわけにはいきません。各自治体が判断をして、自分のところの情報はこういう形で出すことができますということになるわけです。警察のほうから、あくまでもこう出してくださいということは、これは自治体等との関係でできないというふうに考えられます。そういうことで、今、担当のほうの説明いたしましたようなことで動いているということでございます。

○（岡本委員） よろしいですか。

○（平田委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） 対警察との考え方なんですよね。この市町村はここまで出しました、この市町村はここまで、我が町は出しました。それによって、犯罪とかそういうことで、子供が不利益を生ずることがないように、こういうの出てきたんでしょう。それが、やっぱり相変わらず各市町村の個人情報というレベルで、各市町村の窓口はここまでしか出せませんということに進んでいるわけですか。

○（平田委員長） はい、教育長、お願いいたします。

○（熊坂教育長） なるべく中身が違いがないようにということで、各事務局が情報収集しながら進めておるわけですが、先ほど担当が申しましたように、若干情報の扱いについては、自治体によって考え方が違いますので、これは一律というふうにはいかないというふうに思っております。

○（岡本委員） ちょっといいですか。

○（平田委員長） はい。

○（岡本委員） そういった制度が各自治体で考えが違うことによって、子供が受ける不利益、それが差が出ては不公平だと思うんですね。要するに、警察の扱いですから。それが、各市町村の個人情報はわかりますけれども、対中学校の生徒さんですよね。未成年ですよね。そういう中であって、その判断で、大人とは違って、不公平が出てしまうおそれがありますよね。それがないようにこの連絡会ができたんじゃないんですか。

○（平田委員長） はい、お願いします。

○（熊坂教育長） そのための中身が、ここの2番目の内容でございますね。ここがずれてしまいますと、何のためにこの個人情報のところを目的外利用だとか、提供をしていくかとい

う、ここの考え方はほとんどずれない形で行こうというふうに思っております。いろいろな関係で、ここのところがずれてしまうと、今ご心配のように、子供にとって不利益が生じたり、いろいろあるかと思しますので、ここはずれがないようにということでは考えてはございません。

ただ、先ほど担当がご説明いたしましたように、まだこの締結に至らない市町村もあるかというふうに思いますので、そういうところでは、締結ができないところは、今までどおりの形で行わざるを得ないということだろうと思います。

○（平田委員長） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんですか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第3号、学校警察連携制度についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、学校警察連携制度については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○（平田委員長） 次に、日程第7、議案第4号、愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（大八木生涯学習課長） ただいま教育長からお話がありましたように、社会教育委員につきましては、23年5月の定例教育委員会の席上、12名の方を委嘱するということでご承認

をいただいたわけでございますけれども、1枚めくっていきますと、24年度社会教育委員名簿というものが添付してございます。選出区分の社会教育関係者、そのうちの備考欄で網かけをしてございますPTA連絡協議会会長、文化協会会長、この2団体につきましては、総会が行われまして、PTAにつきましては、今までの楢原秀樹委員さんにかわりまして、新たに会長として篠崎ひとみさんが、文化協会会長、遠藤敏子さんにかわりまして、新たに高橋篤則さんが会長に選出されたということで、新たにこの2名の方を社会教育委員としてご承認いただきたいと思ひまして、本日ここに提案をさせていただきました。

なお、この委嘱の任期でございますけれども、任期につきましては、平成24年5月1日から平成25年4月30日ということでございます。

以上でございます。

○（平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号、愛川町社会教育委員の委嘱についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、愛川町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○（平田委員長） 次に、日程第8、その他の（1）青少年県外交流についての説明をお願い

いたします。

大八木課長、お願いいたします。

- （大八木生涯学習課長） それでは、その他、（１）の青少年県外交流について、資料が３番にあります。

毎年実施しています県外交流でございますけれども、今年度につきましての要綱の案でございますけれども、主催が教育委員会ということでございます。

実施主体につきましては、愛川町青少年県外交流実行委員会ということで、この委員さんには、社会教育委員の正副の議長さん、そして教育委員会は代表で熊坂教育長、そして学校につきましては、小学校は小学校校長会代表、中学につきましては、３中学校の校長先生、そのほか青少年指導連絡協議会の正副会長、さらには地区健全育成組織連絡協議会の代表の１０名の方が実行委員会の委員としてお願いをいたします。

実施期日でございますけれども、例年、立科のえんでこ祭りに合わせて行っておりまして、今年度につきましては、８月４日の土曜日、５日の日曜日と６日ということで、３日間でございます。

日程等については、記載をしてある日程で計画をする予定でございます。

それで、８番目の参加者でございます。

裏側を開いていただきたいと思うんですけれども、一応全員で４６名以内ということになっています。９番目の応募資格、これにつきましては、前回、昨年の実行委員会の中で、従来、中学１年生ということを対象にしておりましたが、立科町のほうで、なかなか１年生だけだと集まり切れないということで、何とか２年生も入れてほしいという話がございます、昨年の実行委員会の中で愛川町の対応ということでご協議いただきまして、愛川町も従来は１年ということで行っておりましたが、人数が集まらないということで、愛川町も１、２年を対象にしようということで、本年度は１、２年を対象にしてございます。

応募につきましては、６月１日から６月１５日ということでございます。

なお、負担金につきましては、昨年同様、１人４,５００円の負担をいただくということでございます。

主な内容については、以上のようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

- （平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

(1) 青少年県外交流について、お聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。
ありませんか。

私からちょっとお尋ねしてよろしいですか。

毎年行っているものですので、かなりの生徒をここに輩出していると思うんですね。その送り出している生徒が、今現在、どのような状態で愛川町の学生、児童もおりますが、学生でいると思うんですが、いろいろな行事の催し物の中核となってやっている状態ですか。ジュニアリーダーとして受けているわけですから、どのような形にその子たちが現在なっているか。

はい、お願いいたします。

- (大八木生涯学習課長) ただいまのお尋ねは、県外交流に参加した中学生が、その後、この目的としていることにどれだけ役に立っているかというようなご質問だと思うんですけども、今ここにその資料がございませんので、何年の卒業生が何人、こういうふうにやっていますよということはお答えできませんが、今やっているジュニアリーダーですとか、その子供の中には、県外交流に行った子供が現実にはいらっしゃいますので、確実に成果はあらわれているということだけはここで申し上げられますけれども、何名ぐらいというのは、ちょっと今資料がありませんので、申しわけないんですけども。

以上でございます。

- (平田委員長) なかなかそのようなのがこちらに伝わってこないわけですよ。行っている分には、それは数は上がっていると思うんですね。ですけども、その子たちがどのような形で我々の目のところに出てくるかなというのをちょっとお尋ねしたかったんですけども。

何かほかにご質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- (平田委員長) よろしいでしょうか。

では、ほかには質疑がありませんので、(1) 青少年県外交流については、説明のとおりご承認願います。

続いて、(2) 平成25年成人式についての説明をお願いいたします。

はい、大八木課長、お願いします。

- (大八木生涯学習課長) こちらも生涯学習課の所管でございます。

平成 25 年の愛川町成人式の実施要綱（案）ということで、資料 4 でございますけれども、これにつきましては、例年、町と教育委員会並びに成人者でつくります実行委員会、この三者が主催となって催しをしているところでございます。25 年につきましても、同じような形で進めたいということでございます。

実施の主体につきましては、成人式実行委員会でございます。

日時でございますけれども、25 年 1 月 13 日の午後 2 時ということで、駅伝が午前中ありますから、その午後の日程ということで、例年の日程の時間と同じでございます。

7 番目の日程につきましては、これ、まだ実行委員会開いておりませんので、このようにいくどうかというところははっきりしませんけれども、事務局案といたしましては、1 部として式典、2 部でアトラクションということで考えてございます。これにつきましては、実行委員会が組織されてから、具体的には議論をしようかなということだと思っております。

それで、成人式の対象者につきましては、平成 4 年 4 月 2 日から 5 年 4 月 1 日までの方でございまして、12 月末の人数で言いますと、443 人が対象ということになっております。

その他、実行委員につきましては、ここに書いてありますように、3 中学校出身者から選ぶということと、裏面に 10 番では、運営・役割等についても、実行委員会の中で決めますということであります。

来賓・主催についても、12 番の記載のとおりでございます。

以上、例年と同じような形での実行委員会方式での成人式を行いたいということの提案でございます。

以上であります。

○（平田委員長） 教育長、お願いいたします。

○（熊坂教育長） 補足でございますが、特に当日の日程の式典の部分でございますね。これは、昨年度の成人式の際にいろいろありまして、教育委員さんからもいろいろご意見をいただいております。したがって、ここの運営等につきましては、今後、慎重に審議をしながら、つくり上げていきたいと思っております。

1 つには、司会のこともすべて成人者に任せているわけですが、ここの任せるにしても、やり方があるかというふうに思います。こういう点も考えていかなければいけない点でありますので、特に式典の部分については、今後、来年の 1 月へ向けまして、慎重に準備を進めてまいりたいと、そんなふうな思いでございます。よろしくお願いいたします。

○（平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

(2) 平成 25 年成人式についてをお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

はい、足立原委員、お願いいたします。

○(足立原委員) 実行委員会をもってやるということは、該当者たちがみずから自分たちを、成人を迎えた意識を高める上で、非常にいいと思うんですね。ただ、今年のあったような、少しこれから考えるべきかなというような部分もあるわけなんですけど、長い間、この実行委員会方式でやってきていまして、これも幾らか緩んできているかなというような考えもありますので、この実行委員のメンバーですね、この辺のところをどんなふうやっていくか、そういうものもやはりよく吟味をしていったらいいんじゃないかと、こんなふうに思いますけれども。

○(平田委員長) はい、お願いいたします。

○(大八木生涯学習課長) この実行委員会の委員ですが、基本的には公募しますけれども、なかなか集まってこないのが現実でありまして、学校等にお伺いして、生徒会の役員やった方たちとか、ある程度しっかりした子供を選んでいただく。また、昨年度、もう既に受付等で手伝っていただいた方、雰囲気わかっている方をお願いしたいなということでは考えてございます。

以上であります。

○(岡本委員) 昨年、一昨年と、いろいろなところから課題が投げつけられたと思うんですよ。ところが、今日見ると、この実施要綱は全く昨年と同じですよ、そうすると、あれだけいろいろなことがあって、この企画の段階で、少しでも何か変えているところがあれば、それを受けとめて、いろいろやったということになりますけれども、全く同じように実施案が出てきたんでは、教育委員は何をしているんだということになろうかと思うんです。

先ほど教育長のほうから日程の点とかありましたけれども、やっぱりもっと大胆にね、何かね、今までこれだけあったんだから、こうするというのがどうして出てこないのかなという気がしてならないんですけれどもね。

○(平田委員長) はい。

○(大八木生涯学習課長) 今、先ほど教育長からもお話があったように、基本的に要綱自体は、一般的な要綱でございますので、要はこれから実行委員会を開いた中で、役割分担ですとか、今までの反省を踏まえた形での役割分担をしていけばいいのかなという、そういうつ

もりで私どもいますので、これからやる実行委員会の中で、その反省を生かしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（岡本委員） なぜちょっと強く言ったかと言いますと、これでもし、いろいろ同じように、基本的な計画は同じですから、幾ら小手先のことを変えても、そんなに変わらないと思うんです。だから、また同じように今度も批判があった時、本当、町の教育委員会では何をやっているんだというふうに責められてしまうと心配があるんですよ。

やはり企画の段階から、そういうふうを受けとめて、このように検討しましたと。実行方式でやってきましたけれども、こういう反省点がありますと、それが具体的に企画の中に出てこない、何かちょっとまた同じように起こってしまったら、相当おしかりを受けるんじゃないですかね。そんな心配もしながらですけれども、私、個人的にはね。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（大八木生涯学習課長） 今、岡本委員さんがおっしゃるのは、要するに要綱の中で示せと、そういうようなご意見だと思うんですけれども、これにつきましては、一応内部でも検討いたしまして、要綱の中でどのような形で表現するのか、実行委員会方式でやれるのか、極論を言えば、実行委員会をやめて今度は町主体でやりますよというのが極論だと思うんですけれども、基本的には、やはり今までやってきた、これで、自分たちが、成人式を迎える方たちの代表者が成人式を祝うんだという形は今まですばらしくできていたんで、やはりそれは継承していきたいと。

そうなってくると、この要綱の中で直すというのは、要綱は細かく書いてございませんので、ここで直すのは、ちょっとなかなか難しいんじゃないかというのは、教育委員会の中での検討した結果でございます。

以上であります。

○（岡本委員） いいですか。

○（平田委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） 難しいというのは、何が難しいんですか。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（大八木生涯学習課長） 具体的にどこをとというのは出てこないわけですよ。どこを変えろというのが。ですから、委員さんのように、ここをこうしろというようなものであればいい

んですけれども、私のほうで、教育委員会内部で要綱の中を変えるというのは、要綱細かく書いてごさいませんので、大きなところだけ書いてありますので、基本的にはこの要綱の中で進んで、要は実行委員会でやる中で、そこの中で変えて、しっかりするのがいいんだろうというような話で事務局のほうでは、そういう話の中では来ましたので、なかなか文言の中のものを変えるというのはなかなか出てこなかったということが正直なところでごさいます。

- （岡本委員） 長年やったことを変えることは難しいと思うんですよ、確かに。ただ、やはり企画の骨子となるものが、やっぱり全く同じに出てくるということは、今説明なさったように、指導の段階でやっていくと。それは昨年も行われたと思うんです。一昨年も。問題は去年だけじゃないですから。同じような現象が起こってしまっているということは何だろうと。その辺をきちんと委員会のほうも企画段階で詰めてもらわないと、また同じ結果なんじゃないかなとちょっと危惧しますね。

しょうがないで終わってしまうならしょうがないですけれども、その辺、難しい問題ですけども、要は昨年あたり相当これ、批判がありましたね。その辺のところをきちっと町としても受けとめて、企画の段階でも、こういう部分は変えましたというのが少しでも見えないと。

いや、難しいと思いますよ。でも、それ、やらなければいけないんじゃないかという一方で気がするんですけどもね。

- （平田委員長） はい、足立原委員。
- （足立原委員） 他市町村のね、当然教育委員会ではそういう情報も得て、いろいろ検討されて、やはり実行委員会方式が理想だろうという、昨年もそうだけれども、ずっとやってきたんで、それを継承していこうじゃないかというような結論になされて、あるいは直接、教育委員会が主導で、行政が主導でなさっているところもあるのかな。その点をご説明になっているわけですよ。その辺のところどうでしょうかね。
- （平田委員長） はい、お願いいたします。
- （大八木生涯学習課長） 具体的に私ども、県下でどこどこが実行委員会方式で、直営でということが、今、資料が手元になくて、わからないんですけれども、委員さん言われるように、問題は確かに企画の内容だと思うんです。

ですから、その企画というのは、この要綱で、実行委員会方式でやって、こういうのをやりますよというのが、これは要綱でごさいますから、これから実行委員会でどういう企画でやっていこうかというものの中であらわしていきたいなど。それはまた、まだ先がありま

すので、途中で教育委員会の席上で、今、こういう形で進んでおりますというご報告はさせていただきますいなと思っております。

やはり役所が独自でやっている、近隣見ますと、例えば変な話、ほかの市町村では、警察の方がもう式場に入っているというようなことも近隣では多く見受けられるということでもあります。

以上であります。

○（岡本委員） ちょっといいですか。

○（平田委員長） はい。

○（岡本委員） 私、別に生涯学習課を責めているんじゃないんであって、一生懸命やっているのはわかります。やはりあれだけのことで、それがまた同じようになってしまうと、町民の皆さんの反発は相当大きなものになってしまうと思うんですよ。だから、その辺のところは、やっぱり教育委員会である程度しっかり受けとめて、こういう部分はこういうふうになりましたとはっきり言えるようなものを一つぐらい用意しておかないと、なかなか大変じゃないかなという思いがするもので、また一生懸命苦労なさって、子供たち、難しい子供たちを指導なさっている教育委員会の生涯学習課の皆さんも大変だと思うんですけども、その辺あたり、ちょっと一生懸命やっているのが、そういう形で出してしまうと、なかなか大変ですねという思いがあるんで言っているんで、ぜひその辺は、ある程度今までのことを受けとめて、かなり大胆にやってもらえたらなという思いはします。

もう随分言ってしまいましたから、それだけのことなんですけれどもね。

○（平田委員長） はい、教育長。

○（熊坂教育長） 今、岡本委員さんからおっしゃったとおりだと思います。その部分につきましては、私も式典とアトラクションという、この大きなところはこの形でいいかと思うんですが、式典に対する子供たちの意識づけをどうするかとか、そういう部分について、これからやはり少し考えたりしなければいけない部分があると思います。

そういうところをしっかりと押さえた上で、成人式に新成人を臨ませたいという、そういう自覚がしっかりしていると、市教のほうもしっかりしてくると思いますので、今後、その辺のところは、新成人に自覚を促す方法をどうしていくか、そういうことも考えながらやっていきたいというふうに思います。

○（岡本委員） そうですね。お願いします。

○（平田委員長） 私のほうでちょっと一言お尋ねしたいと思います。この担当につかれる事

務の方たちは、どのぐらいの人数で毎年やっていらっしゃるのでしょうか。

はい、お願いいたします。

○（大八木生涯学習課長） まず、生涯学習課の職員が全員です。そのほか、青少年指導員の方にもお手伝いをいただいていると。あとは、午前中から午後、町の一周駅伝でございますので、そちらのほうにスポーツ振興の職員並びに教育総務と指導室の先生方もそちらに応援に行ってしまうので、なかなかそれ以外の教育委員会の職員だけでは足りませんので、先ほど言いましたように、青少年指導員の方を応援にお願いしていると、こんな状況でございます。

○（平田委員長） 当日、駅伝をやっていますですね、午前中に。ですから、その流れで午後に突入するわけですから、いろいろと大変だと思うんですけども、今、皆さんおっしゃったような内容とはいえ、やはり毎年繰り返していく状況が、ちょっとよろしくなくなっていますので、思いは皆同じだと思うんですね。ですから、事細かな部分のところをしっかりと押さえていただいて、やはりよい成人式をつくり上げていくということが大人のほうの役目だと思うんですね。ですから、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○（熊坂教育長） 青少年指導員さん、お手伝いをいただいているんですが、このところは見守りという形だけでやっておりますので、青少年指導員さんのかかわりも、今まで以上の形でいろいろ検討して、変えられるものは変えていきたいと、そんなことも思っています。

ただ、昨年度の場合も、もうちょっと強く指導をしてもよかったか、いろいろ論議はあるところですので、青少年指導員さんのご意見も聞きながら、我々はこういうところはこういうふうには指導するよとか、そういうものも検討を行ってきたところでございます。

○（岡本委員） 1つだけ最後に。

今の次の迎える子たちは、あの式に出ていませんから、雰囲気はわからないからいいと思うんですけども、恐らく子供たちの世界では、そういう情報は次に成人になる子供たちへばつと伝わっていると思います、去年の雰囲気は。だから、その辺のところもちゃんとやらないと、子供たちはすごいです。速いですから、去年はこんなことやって楽しかった、ぱつとと広がりすから、よほどやらないと、また同じように大騒ぎのお祭りになってしまうという心配はありますね。だから、その辺が何かうまく修正できればいいと思うんですけどもね。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（河内教育次長） いろいろご意見等がございますが、基本的には、今年の成人式で、特に

式典の部分で、司会進行のほうで、当然ながら実行委員会方式ですので、そういう成人に新たになる方が、自分の、私の成人式という運営の仕方で行っていただくということでは、基本的にはこの要綱で行っていくことで考えております。

ただ、そこで実際、開始することを含めまして、式ということでもありますのでね。静粛にさせるということが必要であります。前回も私も少し申し上げましたが、そういったことだけはしっかり指導をするということにしなければならないかなと思っております。

式そのものについては、この実行委員会ということであると同時に、町の教育委員会であり、町ということでも主催となっておりますので、そのところについてはきっちり押さえていただき、またそういう状況の中で開始ができるように、また現に教育委員さんについても、委員長さんであるとか、あるいは町長の祝辞ということで、余りにもやじが飛ぶというようなことは、やはり話をするにしても、その意がなかなか皆さんに伝わらない部分にもなっていくしますので、そのところについては特に注意をして、当日についても、前からもそんな、静粛の中で始めることを基本的なものとしていくべきかなということでは、思っておりますので、ちょっと努力をしていきたいと思っております。

○（平田委員長） はい、足立原委員。

○（足立原委員） 町には社会教育のほうに教員から出向されている方がいらっしゃるわけですね。主にそういう方が成人になる子供たちの者を指導されているのかなと、こんなふうに思うんですが、その辺、ちょっと僕は甘さがあつたんじゃないかと思うんですね。

式典もそうですが、式典も含めて、もう少し子供たちの中学からの生い立ち、そういうものも十分把握していただいて、その辺も甘かったのかなと、昨年あたりはね。

だから、実行委員会でやるにしても、アトラクションは自分たちでやるにしても、その辺のところの厳しさというか、その辺、もう少し教育委員会でそれに当たっていただく方がしっかり押さえてもらうというかな、そうしたほうがいいんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

○（平田委員長） ほかにございませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、（２）平成 25 年成人式については、説明のとおりご了承願います。

続いて、（３）第 2 次愛川町子ども読書活動推進計画についての説明をお願いいたします。

課長、どうぞ。

- （大八木生涯学習課長） その他全部生涯学習課でございますので、引き続き説明させていただきます。

それでは、（３）第２次愛川町子ども読書活動推進計画、資料５になります。

この第２次愛川町子ども読書活動推進計画書につきましては、４月９日行いました全員協議会の席上で計画の概要についてご説明を申し上げたところでございます。

その後、役場庁舎内にごございます政策調整会議並びに経営者会議にお諮りいたしまして、修正等、ご指摘があったところを修正し、でき上がったものが、本日資料の５ということで出ている計画書でございます。

計画の詳細の内容につきましては、担当から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- （茅生涯学習課副主幹） よろしくお願ひします。

資料５に基づきましてのお話となりますが、第２次愛川町子ども読書活動推進計画（案）、そちらのほうをご覧ください。

第２次ということで、現行の計画から変わった部分を中心にお話のほうをさせていただきます。

おめくりいただきますと、目次が出てまいります。第１章、第２章、第３章と、大きく３章立てでの計画となっております。第１章は計画策定の背景、第２章は計画の基本的な考え方、第３章は子どもの読書活動推進のための具体的な方策ということで、このようなつくりになっております。

初めに、１ページの第１章、計画策定の背景ですが、こちら、現行の計画から加えられた部分としましては、２、国の動向の下の２つになります。平成 20 年 3 月、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第２次計画）がここで策定されております。さらに、平成 22 年が国民読書年として位置づけられた、こちらを加えました。

さらに、３の県の動向では、平成 21 年 7 月に県の第２次の計画のほうも策定されております。

そして、２ページのほうをご覧くださいと、町の動向といったものを加えさせていただきました。この中で、平成 19 年に現行の計画が策定されたこと、さらに翌年、20 年度にはブックスタート事業を始めたこと、さらに学校図書標準達成のための蔵書の充実ということで、こういった取り組みを進めてきております。現在も継続中ということで、このような

動きになっております。

そして、第2章に行きまして、計画の基本的な考え方、まず計画の目的であります、そちらに書かれているとおりなんです、その書かれている内容を図にあらわしたものが3ページにあります体系図、ご覧いただきますと、町の第5次の総合計画、こちらを補完する個別の計画としまして、愛川の教育、第2次愛川町生涯学習推進プラン、こういったものがつなっております。そこからの流れとしまして、第2次愛川町子ども読書活動推進計画がここで策定されるという、このような体系を考えさせていただいております。

さらに、国や県の先ほど申し上げた2次の計画の流れも含んだ中での町の計画というふうにとらえていただければと思います。

そのページの一番下に2、計画の期間がございますが、ここが先日の政策調整会議の中で指摘を受けまして、前回皆さんにお示ししたものが変わっている部分は、こちらの一部分だけとなっております。総合計画に合わせた6年間ということが入っていたんですが、総合計画は23年度からスタートしているということで、ちょっと誤解を招く表現であることから、第2次愛川町生涯学習推進プランの前期基本計画の期間に合わせ、平成24年度からの6年間としますということで、総合計画に触れた文言を削除してございます。

そして、4ページ以降が第3章ということで、具体的な方策になってまいります。

この方策、考えていく上で、現行の計画に沿って行ってきたものの見直しを行っています。関係課の担当が集まるワーキンググループ会議を行いまして、次の計画に向けての整理を行ってきました。

そういった中で、大きく4つの柱があるんですが、そちらについては現行と変わっておりません。1つは家庭での取り組み、2つ目が図書館での取り組みです。3つ目が学校の取り組み、そして最後の4つがボランティアの支援という、この大きな4つは変わらずにということで進めさせていただいております。

1つ目の柱の家庭・地域における読書活動の推進、ここの中では、家庭での取り組み、さらにPTAにおける子ども読書活動の推進、こういったもので、読書活動を進めていきたいと思っております。

そして、5ページのほうに行きまして、2つ目の柱、町図書館における子どもの読書活動の推進、こちらについては、新たに図書館構想づくりといったものを加えております。町の総合計画の中でも、生涯学習推進プランの中でも出てきておりますが、将来の本町の図書館のあり方、こういったものについて検討していくことを加えさせていただきました。

そして、6 ページ、7 ページが 3 つ目の柱、保育園・幼稚園・学校における読書活動の推進になってまいります。

この中で新たな取り組みとして加えたものは、7 ページの(2) 学校での取り組みのところになってまいります。具体的な取り組みの小さな・の 2 つ目なのですが、学校と家庭との連携による「うちどく(家読)」を推進します。

「うちどく(家読)」というのは、その下の注釈のところにも出てきておりますが、1 つの本を親子で読み合いまして、その内容について感想を共有し合いながら、親子のコミュニケーションを深めていく。そういった中での読書推進をしていきたいということで、こちらを入れさせていただいております。

そして、8 ページのほうに行きまして、4 つ目の柱になりますが、読書・読み聞かせボランティアの活動支援、これは現行の計画とほぼ変わらず、4 つ目の柱として盛り込ませていただいております。愛川町、大変読書ボランティアの活動が活発でありまして、そちらの活動を今後とも支援していきたいなということで、こちらの内容になっております。

9 ページは関連施設等の一覧が載っております。

さらに、10 ページ、11 ページ、12 ページは、附属の資料ということで、国の読書活動推進に関する法律、さらに「愛川の教育」からの抜粋の部分、そして学習指導要領がここで全面改訂、全面実施されておりますので、読書活動にかかわりのある部分を小学校、中学校と分けて載せさせていただきました。こういったものを後ろ盾にしながら、学校での推進を盛り立てていきたいと思っております。

このような計画を策定させていただきたいということで、説明のほうをさせていただきました。よろしく願いいたします。

○(平田委員長) ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

(3) 第 2 次愛川町子ども読書活動推進計画について、お聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

はい。

○(榮利委員長職務代理者) この間の教育委員の大会のときに文科省が説明していた、これとの関連はどうなんですかね。よくわからないでしょうか。

○(平田委員長) はい、お願いいたします。

○（河内教育次長） 学校の図書整備計画であります、この点については、今、私どものほうも、国、文科省ですね、進めようということになっておりまして、実質的には増冊のための予算ということでは、通常年より5割増しということで予算措置させていただきまして、学校図書整備を図っているということでございます。それでもまだ標準というんですかね、達成率そのものが見込めない場合についてというようなことで、若干そういうおふれもあるというようなことのご指摘もありまして、今回そういうようなことから、また新5カ年計画ということで、文科省のほうでも示されましたので、それに基づく取り組みをしていきたいと考えております。

ただ、私どもも、1年おくれで5カ年の整備そのものを手がけてきまして、一応24年度をもってと、20、21、22、23、24年ですか、ということで、今、その達成に向けて、今年度も5割増しの予算措置をしまして行っておりますので、その推移等見ながら、また以降の5カ年について、ある程度していくということになろうかと思っております。

いずれにしても、その増冊等を含めてということでもございますので、そういった点では、今の予算等に対応もですね、減額にならないような努力はしていきたいと思っております。

また、地方交付税等の措置だとかということとか、そういうことで国は示されておりますが、具体的に、その交付税の措置の特定がされていないということもあります。でも、しかしながら、何度も申し上げますけれども、1.5倍相当ということで認めていただいておりますので、これを継続していくという考え方で進めていきたいということで思っております。

以上です。

○（榮利委員長職務代理者） まだ具体的にはということですね。

○（熊坂教育長） 蔵書の関係の整備ということで、国のほうが前回出したのが、ちょうど5年前でしょうかね。交付税を出しながら整備を進めてきたんですが、ここでの調査で、まだ十分でない、ということで、新たに5年間また措置をすると、そういうことでつくられた資料がお手元にある資料なわけでございますが、交付税という考え方が、大分前のことになるかと思いますが、使い方はその自治体にお任せします。ただ、算定の基準があって、こういう内容もこれに入っていますという形があるわけですね。ところが、自治体へ実際お金として行った場合には、先ほど申しましたように、自治体の考え方で使っているということがありますので、目的じゃなく、消えてしまうわけですね。そういう関係で、なかなか図書の蔵書をふやすための予算も入っていますとはいいいながら、なかなか達成ができないという現状があるわけです。

私なんかも、文部科学省が全国の自治会には説明に来ますので、ちゃんとわかるようにしてほしいということを今まで言ってきたわけです。実は、先ほど話をした全国の今回の総会の際に、シンポジウムの中で審議官がこの話をいたしました。今までは入っているという言い方はしたけれども、どういう積算根拠になっていて、こういう計画ですという資料としては示したことがなかったと。今回示したので、この資料をもとに、予算のときに、各教育委員会は予算折衝のときにこれを示しながら、ぜひ入っているものをとってくださいと逆に要望がございました。

ですから、また5年間の間に何とかしたいと。ただ、うちのほうは、今、次長が話したように、ここでどのぐらいまでのパーセントになるか、ちょっと正式には出しておりませんが、一時期よりかなり蔵書の数は上がっているというふうに思っております。ですから、またそういう資料も出ましたので、今度はうちのほうは対象外なのか、入っているのか……

- （河内教育次長） 交付税を受けなければ、入ってこないということになります。
- （熊坂教育長） そういうところもあります。いろいろあるんですが、ただ、こういう指示がありますので、ぜひ達成をしていきたいということは考えてございます。
- （岡本委員） いいですか。

関東甲信越静大会で来て、資料の説明がありましたよね。あれ聞いていましたら、結局、図書の方に回るお金というのは、いわゆる一般予算なんでしょう。一般予算だから、いろいろなほかのところにも今までとられてしまうケースが多かったと。だから、学校図書関係のそういうのも頑張ってくださいよという資料だと思えるんですよ。アピールして、とってくださいよと。だから、講師は一生懸命要求してくれという宣伝に来られたんですよ。

だから、それはそれでいいんですけれども、やっぱりどうしても一般予算になると、ほかのいろいろな分野、学校ではなくて、一般の社会生活に結びつくようなほうが強いですから、うんと持っていかれているんですよ。だから、その辺のところ、ちょっとせっかくつけたのにといいところだと思いますよね。

もう一点だけ、今これによると、今、愛川町は図書司書というのがおられる、教諭、図書教諭。

- （熊坂教育長） これは、学校教育法の中の図書館関係の、学校図書館、その中に決めがかりまして、12 学級以上は置かなければならないということになっておりますので、教員の人事異動のときに、それは十分注意してございます。
- （岡本委員） そうですか。

○（熊坂教育長） はい。ですから、まずほとんど間違いなく司書教諭資格を持っている者はおりますが、ただ、中学の場合には、教科の関係で異動がありますので、最悪のときにいなくなる可能性は全くはないんですが、なるべく置けるような形、これはもう置かなければいけないということですので、そのような形にしていきたいと思います。

○（岡本委員） そうですね。12学級というと、愛川では該当するのは何校。

○（河内教育次長） 小学校で学年ごとで2学級以上あれば、12になります。

○（足立原委員） 12だからね、6学年だから。

○（河内教育次長） 全部で12学級。

○（佐野教育開発センター指導主事） はい。全部配置しています。

○（足立原委員） ちょっといいですか。

ここに読書活動推進計画があるんですけども、もうでき上がるわけですけども、愛川町で読書をね、住民、町民が比較的に本を読んでいるか、あるいはその辺のところの動向調査というか、小学生がどの程度読んでいるとか、ここに「うちどく（家読）」なんていう言葉も出てきているわけです。ボランティアの方が読書を推進してくださるんですけども、読み聞かせをね。どうなんですかね、その辺のところはわかりますかね。

○（熊坂教育長） 実際にそういう項目でのアンケートはとったことはございませんので、数字的なものは出てこないわけですが、各小・中学校とも、読書は推進をやったり、読み聞かせをやったり、いろいろな図書館活動をやっておりますので、小・中学生については、多かれ少なかれ読んでいるというふうには思っております。

ただ、大人になった場合はどうかというのは、ちょっとこれはわかりかねているところもあるんですが、図書館の構想づくり等の調査の中で、そういうものは少し調査をしていかないといけないのかなと、こんなふうに思っております。

○（足立原委員） それから、もう一点、一時、何年前ですか、朝読の小・中学校での非常に推進をしていたことがありました。この辺のところは、各学校まだ継続してやっているのでしょうか。

○（平田委員長） お願いします。

○（佐野教育開発センター指導主事） 現在、愛川東中学校は朝読書を今、一旦中止しております。それ以外の学校は朝読書を行っております。

○（平田委員長） ほかにどうですか。

朝読の場合は、ボランティアの方がおいでになって聞かせる場合と、率先して子供たちが

読む時間というのがあるわけですね。小学校までは問題ないわけですね。

○（茅生涯学習課副主幹） どこもやっています。

○（平田委員長） どうですか、読書に関してほかにございますか。

よろしいですか。

はい、お願いいたします。

○（榮利委員長職務代理者） 5カ年計画でこれから進めるということなんですけれども、いろいろな、大まかには3項目の内容をやっていく、内容はわかるんですけれども、じゃ、先ほど来ちょっと話が出ていますけれども、今が幾つで、5年たったら、例えば50%を60%にしたいのか、40を50にしたいのか、各学校別にどうなのか、そういうベンチワークがないと、5カ年かけてやって、最終的にどこまで行くのというのがよく見えないんですよ。

だから、目標設定をするときに、やはりきちっと現状を把握して、それを幾つにするんだという数字目標というのを立ててやったほうがいいんじゃないのかなという気がするんですけれども、難しいですかね。

○（平田委員長） はい。

○（河内教育次長） 今、榮利委員さんがおっしゃるのは、学校図書の整備の計画のほうの5カ年ということでしょうか。こちらは6年です。この子ども読書活動推進計画は6年なんですけれども、このことのお話ですか。

○（榮利委員長職務代理者） もしわかったらお願いします。

○（茅生涯学習課副主幹） 最終目標は、具体的にはこちらには載せてごさいません。言われた部分、私は今、委員さんのお話を聞いていて、学校の図書館の蔵書というのは、ある意味、そういった数値目標を立てるにはいい内容なのかなというふうにはとらえさせていただいたんですが、この計画全体には、特に取り立てて数値目標は設定しませんでした。

あえて、図書館の蔵書冊数の部分でお話をさせていただくとすると、数字で出せないというのは、買ってくるのは予算の中で大丈夫なんですけど、買うのと並行して処分する本も出てくる関係で、具体的になくすものと足すものとの割合などがはっきり読み取れないのかな。だから、ちょっと数字ではあらわしにくいのかなというふうに私は読書の担当としては感じておるところなんですけど、国では5カ年かけてそういう整備をしてくださいということを言っていますから、町としてはやっつけていかなければいけないことだと思うので、引き続き予算の中で蔵書を増やしていきたいと考えます。

ただ、数値としては、具体的に毎年5%ずつふやすとか、そういったものは、ちょっと廃

棄する本の関係などもありますので、簡単にはここには表記できないのかなということで、計画全体では数字のほうは特には出しておりませんが、どの分野でもそれぞれが向上していくようにやっていきたいな、これは担当としての思いであります。

○（榮利委員長職務代理者） 確かに数字であらわせない部分もあると思うんですけども、この推進計画の中のいろいろな具体的な方策は6年間やるわけですよ。それは、じゃ全部6年間でやるんですか。3年で終わるものはないですか。全部こういう幅でずっと行くのか、順番に片づけて、重点的にはここへ行くんだよとか、そういうふうには考えてないですか。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（茅生涯学習課副主幹） この計画自体が網羅的になっていますので、一個一個を目標期間を決めてというような作り方にはしておりませんので、そこはご理解いただきたいなど。

ただ、すぐにも始めていかなければいけないようなものもあって、例えば学校とボランティアの連携というのは、6年後というよりは、もう目の前にある関係ですから、すぐにつなげていこうということで、もう実際には、指導室の佐野指導主事とも相談をしまして、連絡会議といったものを5月に持たせていただきました。そういった中で、学校の課題が何なのか、ボランティアの課題が何なのかを出し合いながら、今やれることは何なのかというような意見交換をしておりますので、やれるところからどんどん進めていきます。生涯学習課だけではなく、子育て支援課が持っている事業等もありますから、計画はうちのほうで取りまとめるけれども、それぞれの活動は関係課が取り組んでいってくださいというような投げかけの中でやらせていただいていますので、細かな目標期間というのは設定はしていません。

○（平田委員長） はい、どうぞ。

○（榮利委員長職務代理者） 普通、縦軸に項目を乗せて、横軸に6年間とりますよね。この項目については、細部がでているのであれば、具体的に日程計画を立てて、1年ごとに立てていくとか、それが何か全体が見えない。予算もあるし、毎年毎年変わるんだし。

それはもう、例えばこの項目については、半年ごとに見直しますよ。これは6年計画だけれども、1年ごとに見直しいたしますと。文書だけだと、何がどう進んで、どう絡み合っているのか全然わからない。

ということで、そういうふうを考えられたらどうですかという提案ですけども。

○（熊坂教育長） ここの具体的取り組みについては、やってないものは、なるべく早く始めようと。ただ、終わりをいつにするという中身はほとんどのっていません。ですから、継続をしていきたいというのがございます。

ただ、1つ、提案した中の構想づくりですね、これはまだいつスタートするか決めてないんですが、なるべく早くスタートを決めて、これは予算との関係もありますので、何年後ぐらいには計画、構想はでき上がります、こういうのは、ここ一、二年の間につくり上げなければいけないと思っています。

それから、もう一つは、さっき蔵書の話が出ましたが、これは国で標準冊数というのを決めています。これは実は変動をするんですね。学級数に応じて細かい数字に出てきますので、ですからある学校でことしは達成していた、次の年、学級が1つふえたんで、必要冊数が500ぐらいふえると思います。そうすると、またギャップが出てしまう。次の年減ったら、また達成していると、こういう幅があるわけですが、一応の目安としては、各学校がこの標準冊数はクリアしたいと、これが蔵書の数としては数字でわかる目標かというふうに思います。

だから、これをですから5年先にはなるべく達成したいとことで進めているわけなんですが、実は5年前もそういうことで来たんですが、なかなか達成はしていないと。それは、先ほど茅のほうでお話ししましたように、消耗をしますですね、図書というのは。買っただけをずっとためていけば、確かに達成できるんですが、なくなる部分があると、その部分をまた補わなければいけないと、そういう現状もあるということで、なかなかこの中身について、目に見える形が出しにくいんですが、場合によると、線が端から端まで引かれてしまうかもわかりませんが、内部では一度そんな観点で見てみるのも必要かなと思いますので、見てみたいと思います。

- （榮利委員長職務代理者） 担当者がかかわるとわからなくなるんですよ。6年間の計画がどうなのか。計画立てた人はわかるんだけど、途中でかわってしまうと、この計画を修正するとき、じゃどういう理由でどう始まって、どの期間でやるのかというのがわからなくなる。だから、一回横に並べてみたほうがいいと思います。
- （熊坂教育長） そうですね。今回、4ページ目の具体的の取り組み、家庭のブックスタート事業を実施しますとあるんですけども、これ、現実実施をしていますんで、こういうのは、表にすると、この計画がことしからですから、ことしのところのスタートから、実施でずっと最後まで引かれると、こういう形で整理をしてみると、確かに目に見える形にはなりますので。
- （榮利委員長職務代理者） そこで実績が入ってくるでしょう、毎年毎年。
- （熊坂教育長） そういうことになりますね。

○（榮利委員長職務代理者） そうすると、今まで例えば3年やって、ここまで来たので、残りの3年でこれとこれとこれを追加するとか、これはこのまま現状で行くとか、そういうことがわかるんですよ。

○（熊坂教育長） 終わりにする項目がありませんので、最後は全部の線がずっと引かれれば、6年後に達成できていると、そういう形になるかもしれませんが、そういう目に見えることも一つ大事かもしれない。

○（足立原委員） いいですか。

○（平田委員長） はい、お願いいたします。

○（足立原委員） 要は、やはり親が読書を非常に好きになる、これも子供を非常に奮い立たせる、そういう部分もあると思うんですよ。逆に、子供が学校でよく本を読んでいる。それを持ち帰って、家庭で親と一緒に読む、こういうこともいいと思うんですが、要は読書に親しむ人たちが多くなる。蔵書がどうであろうと。そういう推進をこれは進めていると思うんでね、計画だと思うんですよ。だから、その辺のところの変化をやはりとらえていく必要があるかなと思うんですね。その辺のところをお願いしたいなと思います。

○（平田委員長） いろいろなお意見をちょうだいいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件に関してはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ほかに質疑がありませんので、（3）第2次愛川町子ども読書活動推進計画については、説明のとおりご了承願ひます。

続いて、（4）平成24年度愛川町子ども議会についての説明をお願いいたします。

○（大八木生涯学習課長） それでは、4番目になります。平成24年度愛川町子ども議会について、資料は6となります。

町子ども議会につきましては、隔年で実施ということで、22年度に実施いたしましたので、今年度実施の年になっております。

実施要項は原案ということになってございますけれども、実行委員会もまだ開いてございませんので、原案とさせていただきます。

主催につきましては、町と教育委員会が主催でございます。

実施主体につきましては、愛川町子ども議会実行委員会ということでございます。実行委員会の委員さんにつきましては、教育委員会からは熊坂教育長、社会教育委員さんでは議長

さん、小学校からは小学校の校長会長さん、中学校からは中学校の校長会長さん、そして県立愛川高校の校長さん、PTAの連絡協議会の会長さん、青少年指導員連絡協議会の会長さん、地区健全育成組織連絡協会の会長さん、町子ども会連絡協議会の会長さん、そして町の議会の事務局長さんの10名を予定してございます。

この10名の方にこれからお話しして、いろいろ決めていこうと思うんですが、開催日につきましては、議会の会場等の場所ですとか、町の行事等ありまして、原案で10月27日の土曜日ということで議場を押さえてございます。

日程につきましては、8時半から受け付けを行いまして、9時が開会、12時を閉会の予定にしております、解散を12時10分ということの予定でございます。

7番、参加者でございますけれども、子ども議員として、20名程度ということで、小学校5年生から18歳まで、高校3年生までということでございます。

こちらの議員の選出につきましては、従来、一般公募ということで公募をお願いしたんですけども、過去の実績で今まで一回も応募者がいなかったということで、今年度からは直接学校をお願いをして、1名から2名の方の推薦をしていただくという形に変えてございます。

簡単でございますけれども、今のような日程でございますけれども、子供たちに愛川町の、これからの愛川町並びに今の愛川町について思いを語っていただくということで実施するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○（平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

（4）平成24年度愛川町子ども議会についてをお聞きしたいことがありましたら、願ひいたします。

ないでしょうか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） ありませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、（4）平成24年度愛川町子ども議会については、説明のとおりご了承願ひます。

◎閉会

○（平田委員長） 以上で5月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、5月定例会を閉会いたします。長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。